

新旧対照表（案）

## 知事における個人情報の保護に関する法律施行細則

新	旧
<p>第1条～第9条 (略)            (送付に要する費用の納付方法)</p> <p>第10条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定による送付に要する費用の納付は、<u>次に掲げる方法</u>により行うものとする。</p> <p>(1) <u>郵便切手で納付する方法</u>            (2) <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u>（平成14年法律第151号）第6条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により法第76条第1項の規定による開示請求をした場合において、当該開示請求により得られた納付情報により納付する方法</p>	<p>第1条～第9条 (略)            (送付に要する費用の納付方法)</p> <p>第10条 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）第28条第4項の規定による送付に要する費用の納付は、<u>郵便切手</u>により行うものとする。</p> <p><u>(新規)</u>  <u>(新規)</u></p>
第11条～第20条 (略)	第11条～第20条 (略)